

別表第3(第2条関係)

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1第85号に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表第86号に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表第87号に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建て住宅			4,100円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円
	(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	15,100円
	仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能を、誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表において同じ。)による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	23,300円
	標準計算法(基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この表において同じ。)による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	31,500円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	127,000円
	仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	213,000円

	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
		標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		234,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		301,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		430,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		531,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの		627,000円

備考 手数料について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、(1)ア又は(2)アに掲げる額とする。